

国民健康保険税の税率改定のお知らせ

国民健康保険の健全運営と、応能分(所得割・資産割)と応益分(均等割・平等割)の賦課割合の平準化を図るため、次のとおり税率の改定をいたしましたのでお知らせします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

保険税率の改定内容

医療給付費分 (加入者全員が対象)		改定前	改定後
所得割額	基準総所得金額に乗ずる	5.4/100	5.9/100
資産割額	固定資産税に乗ずる率	79/100	59/100
均等割額	1人につき	23,000円	28,000円
平等割額	1世帯につき	27,000円	30,000円
課税限度額		530,000円	据え置き

介護納付金分 (加入者のうち、年齢40歳から64歳までの人が対象)		改定前	改定後
所得割額	基準総所得金額に乗ずる	1.68/100	1.9/100
均等割額	1人につき	12,800円	13,500円
課税限度額		80,000円	据え置き

今回の改定にあたっては、応能応益の賦課割合を国の基準に近づけて、負担の公平化を図っています。

これにより、国民健康保険税の軽減制度が拡充されました。

○軽減制度の拡充

前年の総所得金額が下記に該当する世帯は、均等割額・平等割額が軽減されます。

前年の総所得金額	改定前	改定後
33万円以下	6割軽減	7割軽減
(33万円+24.5万円×世帯主を除く加入者数)以下	4割軽減	5割軽減
(33万円+35万円×世帯主を含む加入者数)以下	—	※2割軽減

7割軽減、5割軽減に該当している世帯にはあらかじめ減額計算して通知しますが、2割軽減の適用を受けるには、申請が必要です。

※2割軽減に該当している世帯には、申請書をお送りしております。

なお、今回の税率改定および平成17年度の町県民税の決定により、本年度の保険税を算定し、国民健康保険税納税通知書を8月中旬に送付します。